

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

提案団体

鳥取県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し

具体的な支障事例

国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本調査については、統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。

〔都道府県〕

活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2 回目・3 回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力

〔国土交通省〕

活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務

【支障事例】

(1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

(2) 国から都道府県への委託費について、十分な予算が確保されていない。

(3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

(1) 国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、当県では、この作業専属の非常勤職員を昨年度雇用したが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮した。

(2) この調査に必要となる職員の作業手間経費や説明会の旅費等どうしても必要となる経費もあるが、それらを都道府県で負担することがある。

(3) 督促について、1 回目を国交省が、2 回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

根拠法令等

統計法第 16 条及び統計法施行令第 4 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会

○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。

国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。

当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。

○都道府県事務は、事前調査（都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備）のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。

【効果】事務手続きおよび経費の効率化

【支障事例】

5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい（県の本来業務に支障が生じかねない）

調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。

国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先（民間事業者）→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。

国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。

○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。

当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦勞するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。

「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。

調査方法について、国が調査票を送付するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○【支障事例】

(1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。

(2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。

(3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。

【上記の具体例】

(1) 国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。

(2) 再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。

(3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。

○【支障事例】

(1) 国から通知のあった委託費では当県は外部に再委託できないため、臨時職員を雇用する予定である。このため、委託費には含まれない、県で作業する面接事務や会場設営などの事務作業が追加で発生している。

○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。

【具体例】

法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電

話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。
非効率な事務となっている。

【具体例】

国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果が分からない)

○御提案の内容と同様に、5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。

○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。

法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。

○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。

入札業務等事務が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。

○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。

○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。

調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目が県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。

当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。

調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。

各府省からの第1次回答

平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。

平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。

事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要」との理由に関して、平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)議事概要等によれば、調査業務へ都道府県を関与させる以外の回収率確保のための方法が積極的に検討・議論されている様子はない。平成35年調査に向けては、都道府県の関与ありきで検討を行うのではなく、まず、国だけの調査では回収率が上昇しない原因を検証し、都道府県の関与がなくても回収率を確保できる仕組みづくりをこの研究会で検討した上で、統計法等関係法

令での位置づけも含めた調査方法等の根本的な見直し、罰則等も含めた運用の徹底に当たられるべきではないか。

○「学識経験者等から成る研究会において、都道府県の関与の在り方について検討する」とするとの回答について、これまでの土地基本調査に関する研究会での検討状況も踏まえ、具体的な目途をお示しいただきたい。なお、「次回調査に向けて、平成 30 年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ」とのことであるが、検討を先延ばしにせずとも過去の調査結果を踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって分けられているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。

都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。

【埼玉県】

調査対象約 49 万法人のうち、国が約 34 万法人(会社法人)、都道府県が約 15 万法人(宗教法人、学校法人等)を所管している。調査のフロー等は、いずれの法人もほぼ同一であり、国が一括して行う方が効率的である。

事務分担の変更により、法人(会社法人以外)によっては、調査票の回答先が都道府県から国に変わる。しかしながら、このことが原因で回収率に影響を与えとは考えられない。

疑義照会及び 1 回目の督促を国が実施することとしても、一連の業務を行う準備は必要であり、都道府県が行う事務負担は変わらない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

平成 30 年土地基本調査に関する研究会(第 1～3 回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。

また、平成 30 年調査は、平成 28 年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した(平成 28 年予備調査における国の回収率:約 71%、都道府県の回収率:約 85%)。

次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえ、次で、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定) 記載内容

6【国土交通省】

(18)統計法(平 19 法 53)

法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。